

納税準備預金

平成 28 年 6 月 17 日現在

1. 商品名	納税準備預金
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 期間	期間の定めはありません。
4. お預け入れ (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	随時お預け入れできます。 1 円以上 1 円単位
5. 払い戻し方法	原則として、預金者等の租税納付にあてる場合に払い戻しできます。
6. お利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 年 2 回（3 月・9 月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。但し、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。 毎日の最終残高 1 円以上について、付利単位を 1 円、1 年を 365 日とする日割り計算をします。
7. 税金	お利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、個人は 20.315%の税金（国税 15.315%、地方税 5%）がかかり、法人は総合課税となります。但し、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません。
8. 手数料	必要ありません。
9. 付加できる 特約事項	_____
10. 期限前解約時の お取扱い	_____
11. 金利情報等の 入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	< 苦情処理措置 > 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 < 紛争解決措置 > 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他	・ 租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとそのお利息が保護されます。